

入札公告（説明書）

令和8年4月17日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 宮入 徹往

条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年4月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

- | | | |
|-----|-------------|--|
| 1. | 契約件名（工事名） | 道東自動車道 新得 PA 工事 |
| 2. | 工事概要 | 工事場所数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『設計図』を参照のこと |
| 3. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 宮入 徹往 |
| 4. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
（住所）〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30
（電話）011-896-5777
（mail）ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp |
| 5. | 入札方法 | 電子入札 |
| 6. | 単価表の提出 | 必要・・・入札者に対する指示書[13]を参照のうえ、様式については様式集及び金抜設計書を基に作成すること |
| 7. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）・・・入札者に対する指示書[30]を参照のこと |
| 8. | 支払条件 | 前金払の有無：「有」
部分払の有無：「有」 |
| 9. | 競争参加資格要件等 | 『共通入札公告』2-3-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり |
| 10. | 入札手続き日程 | 本書『入札手続き日程』のとおり |
| 11. | 設計業務成果品等の貸与 | 指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」 |
| 12. | 材料価格等の掲載 | 掲載資料の有無：「有」 |
| 13. | 見積活用方式の有無 | 「無」 |
| 14. | その他 | 完全週休 2 日工事、工事工程表開示試行工事、カーボンニュートラル推進工事 |

以 上

入札手続き日程

入札公告日		令和 8 年 4 月 17 日
1	審査基準日	下記 3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から 令和 8 年 5 月 14 日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和 8 年 5 月 14 日 16 時 00 分まで ※『共通入札公告』2-3-2. ～2-3-4. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2](6)に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールによる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式</p>
4	競争参加資格確認結果通知日	令和 8 年 6 月 11 日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から 7 日以内（休日除く。）の毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件競争入札においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当

10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和8年6月26日 16時00分 ※『共通入札公告』の2-4-1.に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p>
14	開札日時	令和8年6月29日 13時30分
15	開札場所	電子入札システム
16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和8年6月12日16時00分まで</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を書留郵便等または電子メール（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日16時まで提出すること。</p> <p>【受付場所】 契約担当部署</p>
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
18	資料の貸与申込期間（設計業務成果品等）	<p>【貸与申込期間】 入札公告の日から競争参加資格確認申請書の提出期限の前営業日までを予定 （休日を除く10時00分から16時00分まで）</p> <p>【貸与場所】 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西5-12-30 NEXCO 東日本 北海道支社</p> <p>【貸与方法】 契約担当部署への事前連絡後、上記に示す貸与場所において電子媒体を貸与する。別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を事前に2部作成し、貸与を受ける際に持参、提出すること。</p> <p>【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告（工事）2-5-11.を参照のこと。</p>

19	資料の掲載 (参考積算条件書)	<p>【掲載資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考積算条件書 <p>参考積算条件書とは、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。</p> <p>【掲載場所】</p> <p>弊社HPの本件入札公告情報に掲載。</p> <p>【掲載日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考積算条件書（その1） 入札公告の日に掲載 ・参考積算条件書（その2） 令和8年6月5日を予定 <p>【その他注意事項】</p> <p>（1）参考積算条件書は、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。</p> <p>（2）本資料に掲載の単価についての質問・問合せには一切応じられない。</p> <p>（3）本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。</p> <p>（4）本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。</p> <p>（5）本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。</p>
----	--------------------	---

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		道東自動車道 新得PA工事			
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式			
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績II型)		
	評価値の算出方法	加算方式			
	見積活用方式の有無	無	実績価格調査票の提出の有無 無		
	入札ボンド	対象外			
	履行ボンド	対象			
	JV募集対象	対象			
	審査時期	事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和5・6年度の工事種別(土木工事)の工事実績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。 ③当該工事の建設現場においてカーボンニュートラルへの取り組み意思があること。		
		工事種別	土木工事		
		等級	A	Aで構成する2者JV	A及びBで構成する2者JV
	施工実績	対象となる施工実績	平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績		
		同種工事	a) 土工工事 b) コンクリート橋台又は橋脚の工事 a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 なお、総合評価(技術評価)の対象は、a)の施工実績とする 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。		
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 道東自動車道 新得地区連絡等施設詳細設計	受注者名) 榊平新日本技研	
			業務名) 道東自動車道 新得地区橋梁構造検討	受注者名) 日本エンジニアリング(株)	
		施工管理業務の受注者	業務名) 令和8年度 道東自動車道 新得清水工区区施工管理業務	受注者名) 大成エンジニアリング(株)	
			業務名) -	受注者名) -	
	その他				
継続契約方式の対象		対象外	対象となる後発工事名(その1)	-	
			対象となる後発工事名(その2)	-	

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目	資格要件	①主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種：土木工事業 なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。	
		同種工事	②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。 a) 土工工事 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。	
	その他			

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事实績評価型Ⅱ型	技術評価点（満点）	10点
-----------	-----------	-----

評価項目		評価基準										
施工の確実性	企業	同種工事の 工事成績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 【同種工事を複数工事設定している場合】 工事成績評価の対象とする同種工事： 土工工事			評価点	配点	履行確認 対象項目				
			評価基準						0～4 点	4点	-	
			$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4点)} \times (\text{同種工事実績の工事成績評定点} \times \text{係数b} - 70)}{20} \times \text{係数 a}$ （評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする）									
			係数a：同種工事の発注機関及び受渡し時期						0～4 点	4点	-	
			発注機関	同種工事の受渡しが令和5年4月1日以降の場合	同種工事の受渡しが令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降の場合							同種工事実績の受渡しが令和3年2月31日以前かつ平成28年4月1日以降の場合
			① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50							0.25
			② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.50	0.25							0.12
			③ 上記に該当しない						0.00			
			係数bの設定は下記のとおり									
			1) NEXCO中日本以外の発注機関の工事成績評定点の場合						1.000			
2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事成績評定点の場合			0.954									
3) NEXCO中日本で平成30年7月1日から令和6年3月31日までの工事成績評定点			0.936									
4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事成績評定点の場合			0.954									
◇留意事項 ① （同種工事実績の工事成績評定点×係数b）が90点以上の場合は（同種工事実績の工事成績評定点×係数b）の工事成績評定点は90点とする。 ② 平成28年3月31日以前に受渡された工事、成績評定点が70点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。 ③ 公的機関とは、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）」の第二条に記載の政令で定める法人をいう。 ④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。												

評価項目		評価基準																												
施工の確実性	企業	同一工事種別における 表彰実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。			評価点	配点	履行確認 対象項目																						
			評価基準 / 評価点						2点	-																				
			表彰時期	令和5年4月1日以降の表彰実績	令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降までの表彰実績						令和3年3月31日以前かつ平成28年4月1日以降までの表彰実績																			
			表彰対象	① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は各支社長による優秀工事等の表彰実績（同一工事種別に限る）	2.00点				1.00点	0.50点																				
				② NEXCO東日本の各事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は各支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績	1.00点				0.50点	0.25点																				
				③ 上記に該当しない	0.00点																									
			◇留意事項 ① 同一工事種別とは、本工事の競争参加資格における工事種別と同一であることをいう。 ② 表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 ③ 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 ④ 表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。 ⑤ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、コスト削減優秀工事、工程管理優秀工事又は優良工事」としての表彰であること。 ⑥ 上記⑤以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。 ⑦ 本工事の工事種別に対して表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注された工事の工事種別は下表のとおりとする。下表にない工事種別については、本工事と同一の工事種別に対する表彰実績のみを評価対象とする。																											
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>本工事の工事種別</th> <th>令和6年度から平成29年度までに発注した工事の工事種別</th> <th>平成28年度以前に発注した工事の工事種別</th> </tr> <tr> <td>土工工事</td> <td>土工工事</td> <td>土工工事、のり面処理工事</td> </tr> <tr> <td>土木補修工事</td> <td>土木工事、土木補修工事</td> <td>土木工事、のり面処理工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁補修工事</td> <td>橋梁補修工事</td> <td>P C橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>道路付属物工事</td> <td>道路付属物工事</td> <td>防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>機械設備工事</td> <td>機械設備工事</td> <td>トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事、機械設備工事</td> </tr> </table>						本工事の工事種別	令和6年度から平成29年度までに発注した工事の工事種別	平成28年度以前に発注した工事の工事種別	土工工事	土工工事	土工工事、のり面処理工事	土木補修工事	土木工事、土木補修工事	土木工事、のり面処理工事、道路補修工事	橋梁補修工事	橋梁補修工事	P C橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事	道路付属物工事	道路付属物工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事	機械設備工事	機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事、機械設備工事				
			本工事の工事種別	令和6年度から平成29年度までに発注した工事の工事種別	平成28年度以前に発注した工事の工事種別																									
			土工工事	土工工事	土工工事、のり面処理工事																									
土木補修工事	土木工事、土木補修工事	土木工事、のり面処理工事、道路補修工事																												
橋梁補修工事	橋梁補修工事	P C橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事																												
道路付属物工事	道路付属物工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事																												
機械設備工事	機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事、機械設備工事																												

評価項目		評価基準								
施工の確実性	企業	品質管理・ 環境・労働 安全衛生マネ ジメントシステム の取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。			評価点	配点	履行確認 対象項目		
			評価基準						1点	-
			1) 品質管理マネジメントシステム (ISO9001) 2) 環境マネジメントシステム (ISO14001) 3) 労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS/ISO45001) の取得状況							
			①左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している ②左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している ③左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない							
※3)においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。										
◇留意事項 ① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 ② 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価点は0点とする。										

施工の円滑性	災害時の協力実績（災害復旧方式の施工実績）	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本への令和5年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>1.00点</td> <td rowspan="4">1点</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本への令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>0.50点</td> </tr> <tr> <td>③ NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成28年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>0.25点</td> </tr> <tr> <td>④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合</td> <td>0.00点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	① NEXCO東日本への令和5年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-	② NEXCO東日本への令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点	③ NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成28年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点	④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点	<p>◇留意事項</p> <p>① 災害時の協力実績は1件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。</p> <p>② NEXCO東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しを添付が無い場合は「0点」で評価する。</p> <p>③ 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</p> <p>④ NEXCOグループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。</p> <p>⑤ 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。</p>							
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																					
① NEXCO東日本への令和5年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-																					
② NEXCO東日本への令和5年3月31日以前かつ令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点																							
③ NEXCO東日本への令和3年3月31日以前かつ平成28年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点																							
④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点																							
担い手確保	ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるばし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナなるとして認定企業）</td> <td rowspan="2">1.00点</td> <td rowspan="2">1点</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</td> </tr> <tr> <td>3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得状況</td> <td>0.00点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるばし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナなるとして認定企業）	1.00点	1点	-	2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得状況	0.00点			<p>◇留意事項</p> <p>① 同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする。</p> <p>② 取得しているワーク・ライフ・バランス関連制度認定に認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。</p>								
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																					
1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるばし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナなるとして認定企業）	1.00点	1点	-																					
2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）																								
3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得状況	0.00点																							
環境負荷軽減	カーボンニュートラルへの取り組み	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1) 現場事務所に太陽光発電設備を導入する 2) 元請社員が使用する連絡車に電動車（※1）を導入する 3) 現場（※2）で使用する電力として再生可能エネルギー電力（※3）を電力会社またはエネルギー供給会社等から購入する（※4） 4) その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する</td> <td rowspan="2">1.000点</td> <td rowspan="2">1点</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>※1：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。 ※2：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた建設現場をいう。このとき、施工箇所、又は、現場事務所の少なくともいずれか一方にて再生可能エネルギー電力を購入していれば、取り組みとして評価する。 ※3：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオマス再生可能エネルギー源として発電される電力をいう。 ※4：バイオ燃料や水素電池等の購入、移動式発電機の導入、又は再生可能エネルギーを用いて自ら発電する等の取り組みについては、再生可能エネルギーの購入としては認めない。</td> </tr> <tr> <td>②左記の1)から3)のいずれか1つと左記の4)を組み合わせる</td> <td>0.750点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③左記の1)から3)のうち1つを組み合わせる</td> <td>0.500点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④左記の4)を組み合わせる</td> <td>0.250点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1) 現場事務所に太陽光発電設備を導入する 2) 元請社員が使用する連絡車に電動車（※1）を導入する 3) 現場（※2）で使用する電力として再生可能エネルギー電力（※3）を電力会社またはエネルギー供給会社等から購入する（※4） 4) その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する	1.000点	1点	-	※1：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。 ※2：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた建設現場をいう。このとき、施工箇所、又は、現場事務所の少なくともいずれか一方にて再生可能エネルギー電力を購入していれば、取り組みとして評価する。 ※3：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオマス再生可能エネルギー源として発電される電力をいう。 ※4：バイオ燃料や水素電池等の購入、移動式発電機の導入、又は再生可能エネルギーを用いて自ら発電する等の取り組みについては、再生可能エネルギーの購入としては認めない。	②左記の1)から3)のいずれか1つと左記の4)を組み合わせる	0.750点			③左記の1)から3)のうち1つを組み合わせる	0.500点			④左記の4)を組み合わせる	0.250点			<p>◇留意事項</p> <p>①評価基準における1)～4)については、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わない。</p> <p>②取り組みは、当該工事において実施が確認できるものとし、安全や工事的物の品質において、設計図書や適用する基準類を満たさない工法や材料等の使用は認めない。この場合、競争参加資格なしとする。</p> <p>③共同企業体で競争参加申請を行う場合は、いずれかの構成員が取り組みを実施すること。</p> <p>④「その他カーボンニュートラルへの取り組み」において、複数の内容が記載された場面であっても、1つの取り組みとして評価する。</p> <p>⑤「取り組みとした内容」は履行義務が生じるものとする。なお、「その他カーボンニュートラルへの取り組み」において、複数の内容が記載された場合は、記載した内容全てに対し履行義務が生じるものとする。</p> <p>⑥監督員が履行確認を行った結果、受注者の責により「取り組みとした内容」の履行が達成されないと認められた場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる。また、土木/施設工事請負契約書第26条の2項に基づき未履行額を請求する。</p> <p>⑦評価基準における1)から4)についていずれも取り組みない場合は、不適とし競争参加資格が無いものとする。</p>
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目																					
次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1) 現場事務所に太陽光発電設備を導入する 2) 元請社員が使用する連絡車に電動車（※1）を導入する 3) 現場（※2）で使用する電力として再生可能エネルギー電力（※3）を電力会社またはエネルギー供給会社等から購入する（※4） 4) その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する	1.000点	1点	-																					
※1：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。 ※2：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた建設現場をいう。このとき、施工箇所、又は、現場事務所の少なくともいずれか一方にて再生可能エネルギー電力を購入していれば、取り組みとして評価する。 ※3：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオマス再生可能エネルギー源として発電される電力をいう。 ※4：バイオ燃料や水素電池等の購入、移動式発電機の導入、又は再生可能エネルギーを用いて自ら発電する等の取り組みについては、再生可能エネルギーの購入としては認めない。																								
②左記の1)から3)のいずれか1つと左記の4)を組み合わせる	0.750点																							
③左記の1)から3)のうち1つを組み合わせる	0.500点																							
④左記の4)を組み合わせる	0.250点																							